

イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型) 追加型投信／海外／債券

第70期決算における収益分配金と今後の見通しについて

販売用資料 2018年2月20日

平素より「イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）」（以下、「当ファンド」といいます）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは第70期決算（2018年2月19日）を迎え、収益分配金を30円（1万口当たり、税引前）と致しましたのでお知らせ申し上げます。

- ・ 今期の分配金額（1万口当たり、税引前）： 30円
- ・ 分配金落ち後の基準価額（2018年2月19日）： 4,993円
- ・ 設定来の分配金累計額（1万口当たり、税引前）： 5,440円

以下に、今回の分配金額の決定に至った背景と今後の見通しなどをQ&A形式でまとめましたのでご一読頂けますようお願い申し上げます。

Q 1 なぜ収益分配金を引き下げたのですか？

基準価額や市場動向等を勘案し、今後も継続的な分配を行い、信託財産の成長を目指すために、収益分配金の見直しを行いました。

→詳しくは2ページをご覧ください

Q 2 当ファンドの設定来の運用実績を教えてください

当ファンドの2018年1月末時点での設定来の騰落率（分配金再投資）は+12.7%でした。同時点の基準価額は5,193円、分配金累計（税引前）は5,410円です。主に債券要因がプラスとなりました。

→詳しくは3ページをご覧ください

Q 3 インドネシアの債券市場の見通しについて教えてください

①大手格付け機関の格上げに伴う資金流入期待、②インフレ率の低位安定とファンダメンタルズの改善、③為替の相対的な安定など、インドネシア債券市場を取り巻く投資環境は良好です。

→詳しくは5ページをご覧ください

英国ブルーデンシャル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とは関係ありません。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第379号／加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
この資料の9ページ以降にご留意いただきたい事項を記載しております。必ずご確認ください。

お申込みの際は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容をご確認ください。
投資信託説明書（交付目論見書）等は、最終ページに記載の販売会社にご請求ください。

Q 1 なぜ収益分配金を引き下げたのですか？

当ファンドの収益分配方針に従い、基準価額や市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行い、信託財産の成長を目指すためには、収益分配金水準の見直しが妥当との結論に至りました。

当ファンドは収益分配方針に基づき、これまで分配金額を第51期（2016年7月19日）から第69期（2018年1月18日）までは每期60円（1万口当たり、税引前）とさせて頂きました。今後につきましても、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の範囲内で収益分配を行ってまいります。

しかしながら、分配金再投資後の基準価額が上昇基調にある一方で、基準価額が伸び悩む足元の状況に鑑み、今後も継続的な分配を行いながら、基準価額の下落を抑えるとともに信託財産の成長を目指すためには、収益分配金として払い出す水準の見直しが妥当との結論に至りました。

なお、収益分配金の水準を見直したことによる差額は信託財産に留保され、元本部分と同一の運用を行ってまいります。

＜ご参考＞ 当ファンドの収益分配方針

- 毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます）等から、収益分配を行います。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

＜ご参考＞ 当ファンドの投資先ファンド：

「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率
国債	97.5%
社債	1.8%
現金等	0.7%

※四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

組入銘柄数	36
-------	----

債券ポートフォリオの概要

平均格付け	BBB-
平均クーポン	8.4%
平均直接利回り	7.6%
平均最終利回り	6.5%
平均デュレーション	6.5年

（2018年1月31日現在）

Q2 当ファンドの設定来の運用実績を教えてください

税引前分配金を全額再投資したものと計算した、当ファンドの設定来の騰落率は+12.7%（2018年1月末時点）となりました。

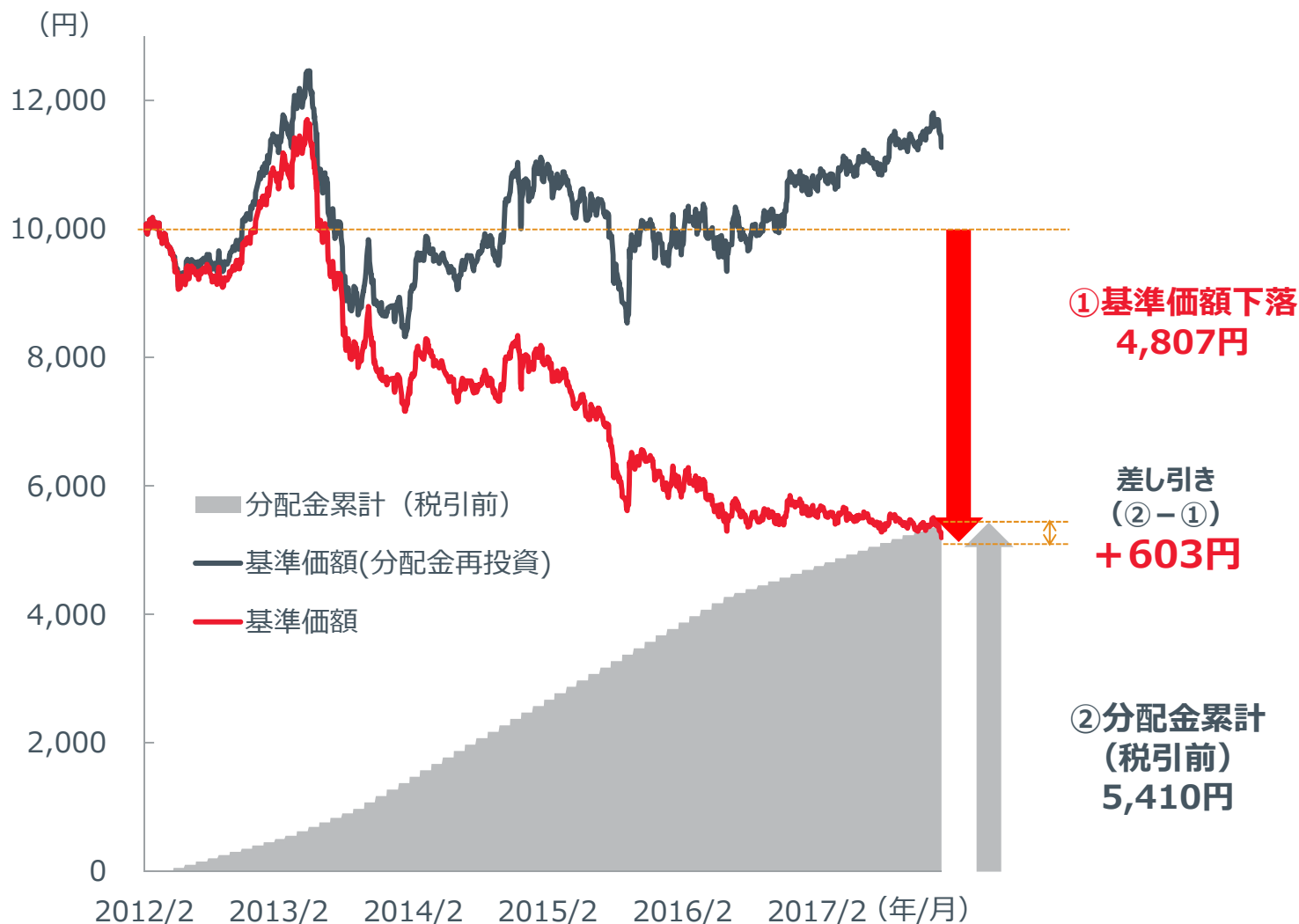
また、同時点の基準価額は5,193円で、設定来の基準価額は4,807円のマイナスとなりました（下図①）。

一方、分配金累計（税引前）は5,410円となりました（下図②）。

①と②の差である**603円のプラスの要因は、主に運用収益*によるもの**となっています。

*当ファンドの主要投資対象である「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」（以下、主要投資先ファンド）における運用収益

設定来の基準価額推移と分配金累計（2012年2月29日～2018年1月31日）



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

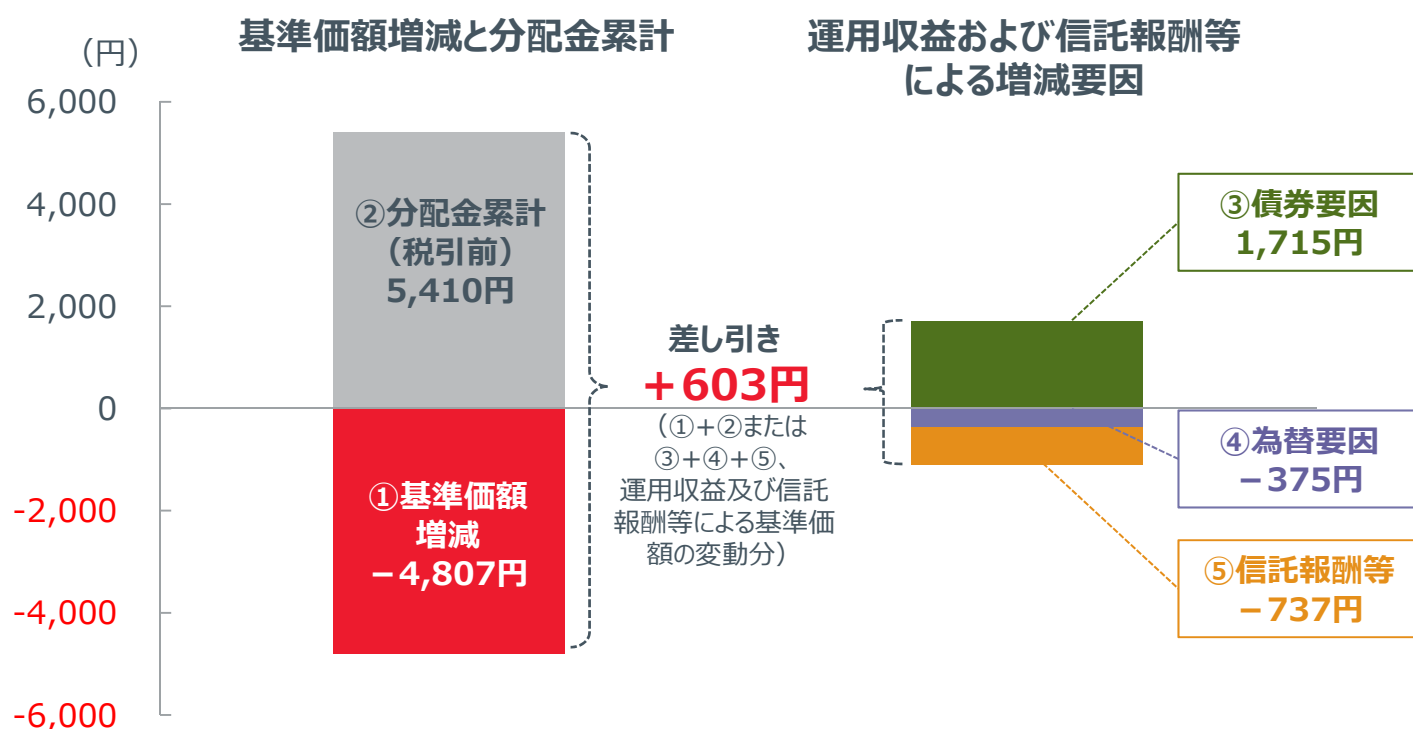
※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

603円のプラス（主要投資先ファンドにおける運用収益および当ファンドの信託報酬等）の内訳*については以下の通りです。

債券要因（下図③）	1,715円のプラス
為替要因（下図④）	375円のマイナス
信託報酬等（下図⑤）	737円のマイナス

為替要因と信託報酬等がマイナスであった一方、債券要因がプラスとなり、603円のプラスとなりました。

設定来の基準価額増減と要因分解（2012年2月末～2018年1月末）



*当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で2つの投資対象ファンドに投資（7ページをご参照ください）を行いますが、基準価額への影響は主要投資対象である「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」によるものがほぼ全てであるため、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の運用実績と運用管理報酬および当ファンドの信託報酬などを基に試算・記載しています。

当ページの基準価額の変動の要因分析は、一定の条件の下で、イーストスプリング・インベストメンツが簡易的に行った試算に基づくものです。当ファンドは投資先ファンドを通じてインドネシアルピア建資産に実質的に投資していますが、試算では当ファンドの分配金支払いの要因を除く基準価額の変動を下記の要因に帰属させるように前提条件を設けて分析しております。

●債券要因は、主として投資対象であるインドネシアルピア建て債券からの利息収入と債券売買益および評価益に相当しますが、以下の為替要因および信託報酬等に帰属しない基準価額の変動の要因を含んでおります。

●為替要因は、インドネシアルピアの対円での為替評価の変動による基準価額の増減を試算したものです。当ファンドでは、実際には少額の円建資産も保有しておりますが、試算上は簡易的に全額がインドネシアルピア建資産に投資されているとの前提を設けております。

●信託報酬等については、当ファンドにおける信託報酬等の運用管理費用（税込）に加えて、投資先ファンドにおける費用を考慮した実質的な負担の料率に基づき試算したコスト負担です。

Q3 インドネシアの債券市場の見通しについて教えてください

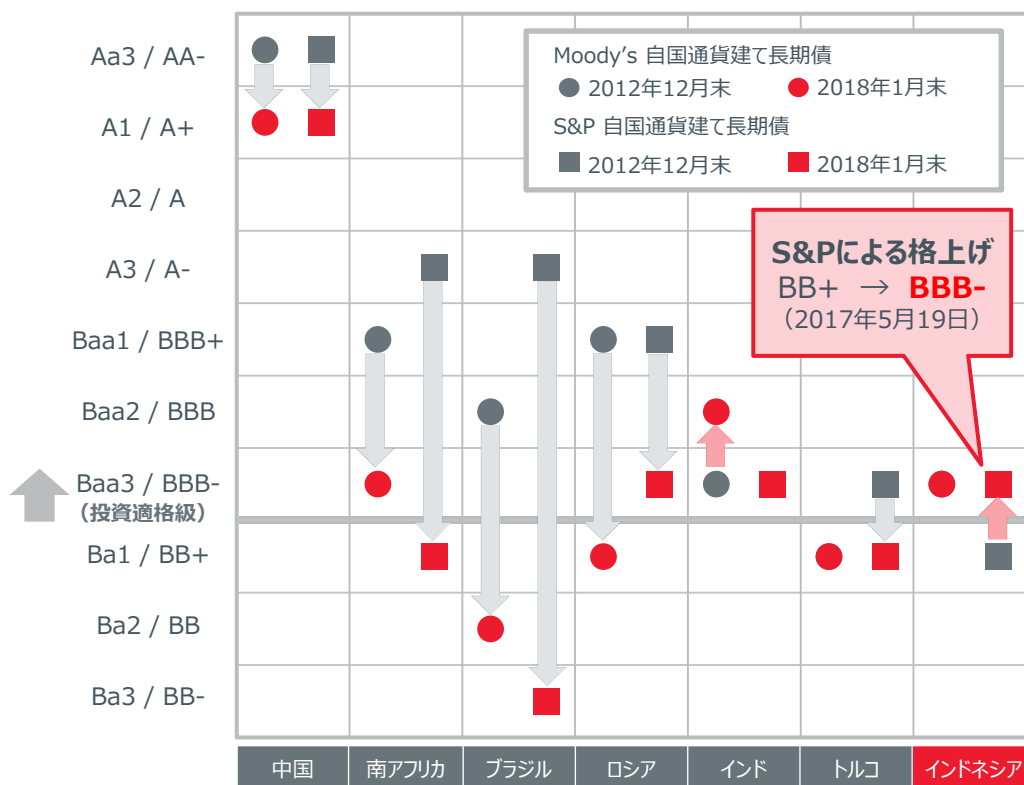
インドネシアの債券市場を取り巻く環境は良好です。

①大手格付け機関の格上げに伴う資金流入期待、②インフレ率の低位安定とファンダメンタルズの改善、③為替の安定維持、を背景に今後も安定した推移が予想されます。

① 大手格付け機関が投資適格級に格上げ

2017年5月、格付け機関のS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」）は、インドネシア政府の自国通貨建ておよび外貨建ての長期債格付けを、「BB+」から一段階引き上げて、投資適格級となる「BBB-」としました。

主要新興国の格付け*の推移
(2012年12月末、2018年1月末)



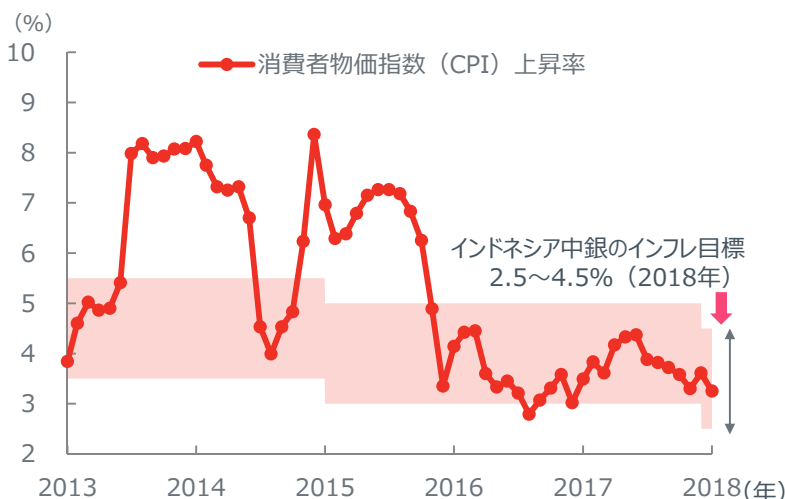
出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。※格付けに変更がない場合、直近の格付けのみ記載。
*自国通貨建て長期債の格付け。

S&Pは、格上げの理由を「インドネシア政府は財政を安定させるために有効な支出や歳入措置を行っている」とし、インドネシアの財政状態の改善を評価しました。財政赤字抑制の例として、ガソリンや電気料金への補助金の削減などがあげられます。多くの新興国が格下げされる中、投資適格級に格上げされたことで、今後は海外投資家からの資金流入が期待されます。

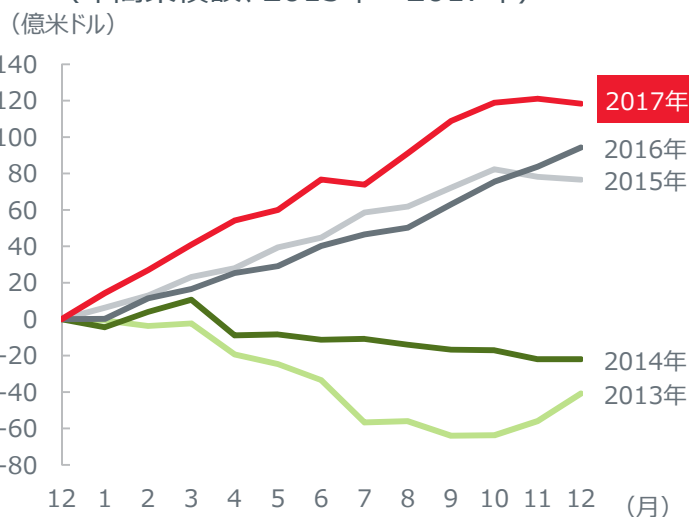
② インフレ率の低位安定とファンダメンタルズの改善

インフレ率は原油や食料品価格の落ち着きを背景にインドネシア中央銀行の目標レンジ内で安定的に推移しています。また、貿易収支も2015年から黒字に転じ、経常赤字も縮小しています。

消費者物価指数（CPI）上昇率（前年同月比）の推移
（2013年1月末～2018年1月末）



貿易収支の推移
（年間累積額、2013年～2017年）



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

③ 通貨ルピアは他の新興国通貨と比較して安定した推移

ルピアは米国金利の動向に左右されやすい局面にありますが、経常赤字の縮小や、ファンダメンタルズの改善から直接投資の流入が堅調であり、対米ドルで安定を維持するものと考えます。

主要新興国通貨の推移

（対米ドル、2014年1月1日～2018年1月31日）



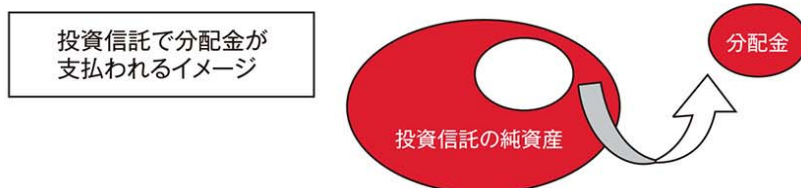
出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

インドネシア中央銀行は、短期的には通貨の安定の維持に焦点を当てていくと考えています。今後も先進国の中央銀行が金融正常化を進める過程で、予想以上に金融引き締め姿勢を強めた場合や、原油価格が高騰する場合などは、外国人投資家の保有比率の高いインドネシア債券市場では市場変動性が高まるリスクも考えられ、注意が必要です。一方で、国内のファンダメンタルズは良好であり、利回りが大幅に上昇するような局面があれば割安な水準での組み入れの好機となると見えています。

▶ 「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」(以下「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」といいます。)への投資を通じて、インドネシアの債券に投資を行います。

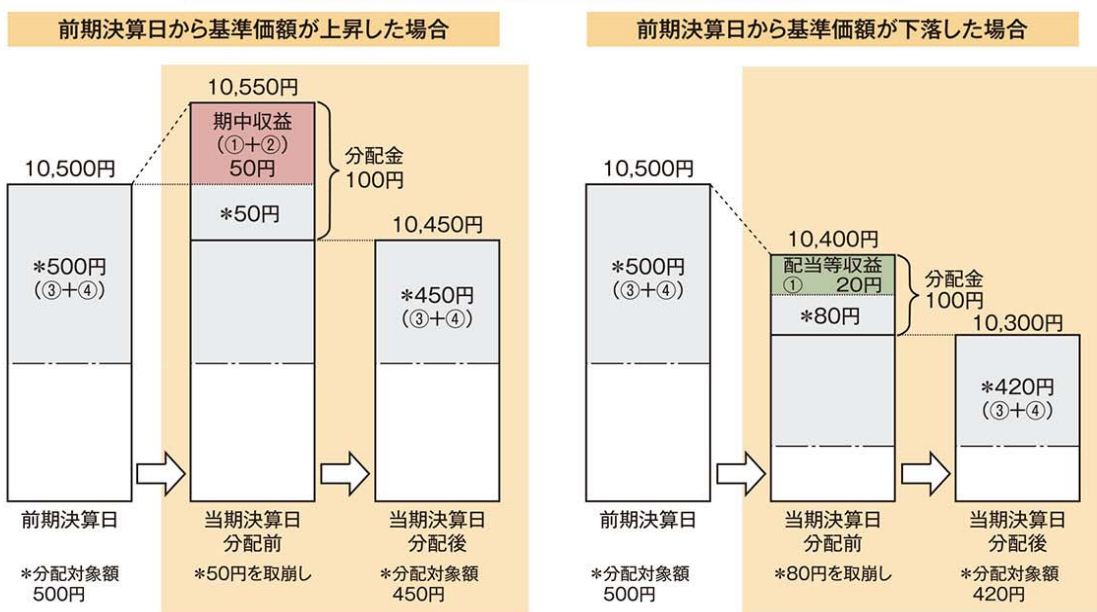
〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



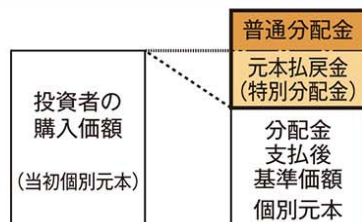
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドのリスクについて

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

＜基準価額の変動要因となる主なリスク＞



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券を実質的な投資対象としますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



信用リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドの投資対象ファンドでは、インドネシアルピア建て以外の主要国通貨(主に米ドル)建て債券についてはNDF取引を利用して実質的にルピア建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります。NDF取引は為替予約取引と類似の取引ですが、ルピアに対する投機的な思惑や需給の影響を受け、その取引価格は当該主要国通貨とルピアの金利差から求められる価格と乖離する場合があります。これらの市場要因により、NDF取引によって実質的にルピア建てとした債券の利回りは、金利差等から想定される利回りを下回る場合があります。
- インドネシア国内では、債券への投資によって得られた収益に対して課税されます。税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込メモ	
購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①インドネシアの銀行休業日 ②インドネシアの公休日および政令指定休日 ③ニューヨークの銀行休業日 ただし、委託会社が別に定める日を購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	無期限(平成24年2月29日設定)
繰上償還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回(2月および8月)の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.24%(税抜3.0%)を上限 として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.2204%(税抜1.13%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。		
		各販売会社の取扱い純資産残高のうち		
		300億円以下の部分	300億円超の部分	
		委託会社	年率0.42876%(税抜0.397%)	年率0.38556%(税抜0.357%)
		販売会社	年率0.76680%(税抜0.710%)	年率0.81000%(税抜0.750%)
	受託会社	年率0.02484%(税抜0.023%)	年率0.02484%(税抜0.023%)	
	投資対象とする 投資信託証券②	年率0.45%(上限)		
実質的な負担 (①+②)	年率1.6704%(上限)(税込)			
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、2月および8月の計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。			

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	販売会社に関しては、次ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
今村証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第3号	○			
いよぎん証券株式会社	○		四国財務局長(金商)第21号	○			
宇都宮証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第32号	○			
エイチ・エス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第35号	○			
エース証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
カブドットコム証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○		○	
高木証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第20号	○			
東海東京証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東洋証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第121号	○			○
ひろぎん証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第152号	○			
ほくほくTT証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第24号	○			
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第180号	○	○		
水戸証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第199号	○			
株式会社あおぞら銀行		○	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社静岡銀行(インターネット専用)		○	東海財務局長(登金)第5号	○		○	
スルガ銀行株式会社		○	東海財務局長(登金)第8号	○			

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。

照会先：
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
TEL.03-5224-3400
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。